

## ◆木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック 省エネ基準編 4～7地域版

## 《講習用動画視聴時のお願い》

(注意) ガイドブックは新(第3版)の方を公開していますが、講習用動画は旧(第2版)のガイドブックに基づき制作しています。そのため、講習用動画では以下の内容が変更となりますので、講習の際に補完いただければ幸いです。

<新旧ガイドブック、変更点の概要一覧(変更ページのみ)>

ページ	旧(第2版)	新(第3版)	備考
表紙	右下「2022」の表記	【削除】	2ページ以降のフッターも同様
2		ガイドブックの使い方、以下10行目 【追加】「 <b>1</b> 断熱材と <b>2</b> 開口部～(中略)～可能になります。」	平成28年国土交通省告示第266号の評価方法の変更〔令和5(2023)年10月〕に基づく追加
		省エネ基準のこれから、以下5行目 【追加】「※」及び図中の「※設備機器をエネルギー消費性能計算プログラムで確認する場合は、省エネ適合性判定が必要となります。」	令和7(2025)年4月予定の省エネ基準適合義務化に向けた注釈
5	[チェックリスト内]	[チェックリスト内]	7ページ参照
5	<b>3</b> 設備機器の仕様の確認 暖冷房・換気・給湯・照明設備の4つの設備機器の仕様を確認します。	<b>3</b> 設備機器の仕様の確認 暖冷房・換気・給湯・照明設備の4つの設備機器の仕様を確認します。 <u>※エネルギー消費性能計算プログラムで確認することもできます。</u>	平成28年国土交通省告示第266号の評価方法の変更〔令和5(2023)年10月〕に基づく下線部の追加
7	<b>3</b> 設備機器の仕様]の右側1行目 「下記に記載のない設備機器(床暖房など)を設置する場合は、このチェックリストは使用できません。」	<b>3</b> 設備機器の仕様]の右側1行目 「下記に記載のない設備機器(床暖房など)を設置する場合は、このチェックリストは使用できません。 <u>この場合、省エネルギー消費計算プログラムにより設置の適否を確認してください。(省エネ適合性判定)。</u> 」	平成28年国土交通省告示第266号の評価方法の変更〔令和5(2023)年10月〕及び、令和7(2025)年4月予定の省エネ基準適合義務化に向けた、下線部の追加

ページ	旧 (第2版)	新 (第3版)	備考
7,17 【重要】	<p>[暖冷房設備]の項目 (変更箇所のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 石油潜熱回収型温水暖房機【エコフィール】</p> <p><input type="checkbox"/> ガス潜熱回収型温水暖房機【エコジョーズ】</p> <p><input type="checkbox"/> FF暖房機 (4地域に限る)</p>	<p>[暖冷房設備]の項目 (変更箇所のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】<u>の熱効率83.0%以上 (4地域)、87.8%以上 (5~7地域)のもの</u></p> <p><input type="checkbox"/> ガス潜熱回収型給湯機【エコジョーズ】<u>の熱効率78.9%以上 (4地域)、82.5%以上 (5~7地域)のもの</u></p> <p><input type="checkbox"/> FF暖房機<u>の熱効率86.0%以上のもの</u> (4地域に限る)</p>	<p>令和5(2023)年10月以降、平成28年国土交通省告示第266号に基づき、<u>チェックが必要な事項 (下線部)</u>が追加されますので、「<u>新</u>」の方をご使用ください。</p>
7,17 【重要】	<p>[給湯設備]の項目</p> <p><input type="checkbox"/> 石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】</p> <p><input type="checkbox"/> ガス潜熱回収型給湯機【エコジョーズ】</p> <p><input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】</p>	<p>[給湯設備]の項目</p> <p><input type="checkbox"/> 石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】<u>のモード熱効率81.3%以上 (4地域)、77.8%以上 (5~7地域)のもの</u></p> <p><input type="checkbox"/> ガス潜熱回収型給湯機【エコジョーズ】<u>のモード熱効率83.7%以上 (4地域)、78.2%以上 (5~7地域)のもの</u></p> <p><input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】<u>のJIS効率2.9以上 (4地域のみ、5~7地域は問わず)のもの</u></p>	<p>令和5(2023)年10月以降、平成28年国土交通省告示第266号に基づき、<u>チェックが必要な事項 (下線部)</u>が追加されますので、「<u>新</u>」の方をご使用ください。</p>
17	<p>〔ヘッダー〕「下記に記載のない設備機器 (床暖房など) を設置する場合は、チェックリストでは省エネ基準への適否が確認できません。」</p>	<p>〔ヘッダー〕「下記に記載のない設備機器 (床暖房など) を設置する場合は、このチェックリストは使用できませんが、エネルギー消費性能計算プログラムにより適否を確認することができます。このプログラムを使うことにより、より多くの省エネ設備の評価が可能になります。」及び【追加】二次元コード等</p>	<p>平成28年国土交通省告示第266号の評価方法の変更〔令和5(2023)年10月〕に基づく下線部の追加</p>

ページ	旧（第2版）	新（第3版）	備考
17	「ルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率の区分を調べる方法」の <b>タイトル</b> 及び <b>調べる方法</b> の記載内容	<b>【変更】</b> 「設備機器の効率等を調べる方法」の <b>タイトル</b> 及び <b>調べる方法</b> の記載内容	効率等を調べる必要のある設備機器が複数になったことによる、表記内容の変更  (※旧の「ルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率の区分を調べる方法」は10月以降も使用可能です。)
裏表紙	〔左上〕〔二次元コード、URLなど〕 <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html</a>	〔左上〕〔二次元コード、URLなど〕 <a href="https://shoenehou-online.jp/download/">https://shoenehou-online.jp/download/</a>	令和5(2023)年度の内容に変更
	〔委員会名・監修など〕 令和4年度 省エネガイドブック作成委員会	〔委員会名・監修など〕 令和5年度 住宅省エネ技術講習会資料作成委員会	令和5(2023)年度の内容に変更